

## 第7章 整備と活用

### 第1節 整備と活用の考え方と位置づけ

本章は、“松島の風景”の継承と、魅力を活かした地域の活性化のため、必要となる取組みの方向性を、整備と活用の2つにより示している。“松島の風景”の継承と地域の活性化には、地域や関係する行政、事業者、団体等が価値を認識し、方向性を共有した上で、それぞれが相互に連携・協力しつつ、主体となって整備と活用に取り組む必要がある。

したがって、本章では地域や関係する行政、事業者、団体等による“松島の風景”の保護と地域活性化のための整備・活用の考え方、そして取り組むこと、検討すべきことを述べる。

### 第2節 整備の基本方針

整備とは、“松島の風景”を保護し、適切に活用するために必要な手法のことである。景観の保護は、現状変更の取扱い（第6章）で影響の大きな開発行為を抑制するだけでなく、植生の維持や眺望の確保、地域の特色を活かすといった能動的な措置も必要とする。また、松島の価値を周知するための、鑑賞の場の整備や普及活動なども求められる。第5章第1節で述べた本計画の理念に基づいて、以下を整備の基本方針とする。

#### 1 基盤となる自然の維持と環境に応じた整備を促進する

自然は“松島の風景”の基盤として、地域の観光や教育、農林水産資源としても不可欠である。

したがって、自然環境の推移の見守りつつも、“松島の風景”の価値を損なう影響が想定される場合には、将来に向けた自然の維持と、実態に合わせた措置を促進する。

#### 2 住むひと、働くひとが誇りをもてる景観を形成する

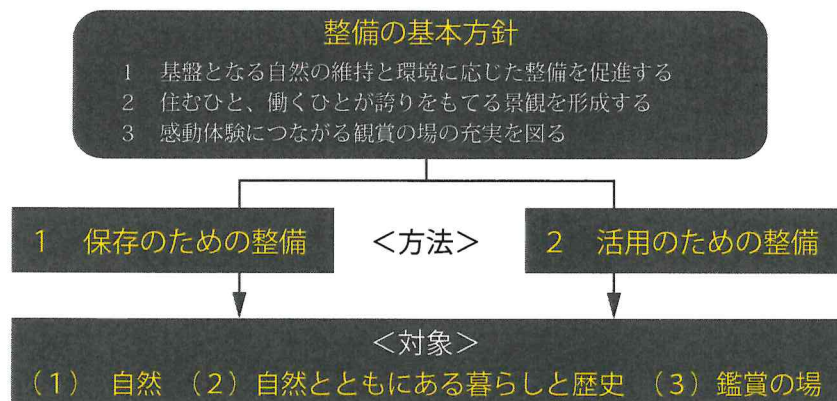
松島らしさを活かした景観形成を通じて交流人口・関係人口の増加につなげ、住むひと、働くひとが誇りをもてる地域とすることを目標とする。

#### 3 感動体験につながる観賞の場の充実を図る

誰もが“松島の風景”を観賞し感動体験できることを目指す。

### 第3節 整備の対象と内容

前節の基本方針に基づいて行う松島の整備は、風景を構成する自然、自然とともにある暮らしと歴史、鑑賞の場を対象として、以下の方法と内容が考えられる。



第7-1図 整備の考え方

1 保存のための整備


(1) 自然

自然環境の推移の見守りつつも、“松島の風景”の価値を損なう影響が想定される場合には、将来に向けた自然の維持と、実態に合わせた整備を促進する。

例えば、地形では海食崖や丘陵は大規模な崩落等で景観が損なわれることを防ぐため、今後必要となる対策を検討する。湿地では、原風景ともいえるべき砂丘植物や湿生・水生植物が生育する景観の再現を図る。また、干潟、砂浜、池沼などの保全を検討する。

植生に関しては、関係機関・団体や地域住民の活動と連携して、特徴的な植生の保存及び修景を図るほか、指定地内の天然記念物の<sup>29</sup>保護も推進する。また、海鳥の植生に与える影響にも留意する。

第7-1表 自然を保存するための整備の例

地形	海食崖や丘陵	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面の景観保全</li> </ul>  <p>県内参考事例(ノンフレーム工法)</p>
	湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿地植生の保全と景観の整備</li> </ul>  <p>大浜田湿地(東松島市)</p>  <p>洲崎浜湿地(東松島市)</p>
植生	マツ林	<ul style="list-style-type: none"> <li>マツ林が優占する領域での立地と生態系に配慮した松枯れ病対策や植樹</li> </ul> <p>松枯れ病対策</p>  <p>マツの植樹</p>  <p>薬剤の樹幹注入</p> <p>写真左：桂島区住民による植樹 写真右：宮城県の松枯れ病対策</p>
	常緑広葉樹群落・モミ林・ケヤキ林・落葉広葉樹二次林	<ul style="list-style-type: none"> <li>常緑広葉樹や落葉広葉樹、モミが優占する領域における、森林諸機能(文化機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性保全機能)に留意した保全</li> <li>島嶼部のタブノキ群落など、特徴的な植生の保全</li> </ul>
	スギ林・竹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置されたスギ人工単層林や竹林などの間伐</li> <li>下層に定着した常緑広葉樹・落葉広葉樹や草本植物を活用した林相転換と修景</li> </ul>

29 松島にある天然記念物(植物)は、第3章2節 第3-3表を参照。



(2) 自然とともにある暮らしと歴史

地域に暮らす人々の松島らしく質の高い生活の持続的な実現と、地域の歴史文化が将来世代にも継承されるよう、景観保護の観点から地域活性化に向けた連携を図る。例えば、第7-2表の例などにより、今後、地域が主体となって伝統的な生活文化や、歴史的な場所などに焦点をあて、“松島の風景”を活かしたまちづくりを進めるため、行政や有識者等によるサポートをしていく。

第7-2表 “松島の風景”を活かした特色あるまちづくりのサポートの例

<p>i 各種計画策定の促進・参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画を踏まえて関係自治体が作成する特別名勝松島整備基本計画の策定支援</li> <li>・関係自治体の文化財保存活用地域計画や、指定地内文化財の保存活用計画の策定など、歴史文化を軸とした特色ある地域づくりを行うための計画策定支援</li> <li>・歴史的風致維持向上計画や景観計画、都市計画法地区計画など、地域の景観向上に係わる計画策定への参画</li> </ul>
<p>ii 文化財の特性を活かした地域住民支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種国庫補助金、民間助成金等の活用</li> <li>・地域に残る民俗芸能や伝統行事の支援</li> <li>・「松島」ブランドや知名度を活かしたシビックプライド形成への協力</li> </ul>
<p>iii 自治体の風致景観を活かしたまちづくり施策との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美観向上や安全対策などのまちづくり施策との連携</li> <li>・地域の文化遺産認定制度や景観顕彰制度の創設への協力</li> <li>・風致景観や環境配慮を前提とした農林水産業との連携</li> </ul>
<p>iv 地域住民・民間団体・企業との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保護活動との連携</li> <li>・松島を題材とした情報発信への協力</li> <li>・松島の価値と魅力を普及する地域イベントの協力</li> </ul>

(3) 観賞の場

四大観をはじめとする既存の観賞の場は、関係機関と協力して繁茂した植物の剪定を行うなど、眺望の確保を図る。

2 活用のための整備

活用のための整備では、以下(1)～(3)を対象とした整備のほか、これらの総体である“松島の風景”の価値と魅力を伝えるためのガイダンス機能についてもあり方を検討する。

(1) 自然

自然を活用するための整備は、地域の取組みと連携して、景観と調和した説明板、安全に周遊するための遊歩道やサイン等の便益施設など、鑑賞に必要な設備等の充実を図る。

また、学習副読本やパンフレットなど各種出版物や広報等による調査成果の公開に努める。



宮戸島の外来植物 (2)

2020年3月

奥松島生物多様性保全協議会

宮戸島の外来生物 (2)  
(奥松島生物多様性保全協議会 2020年3月)



特別名勝松島 大浜田湿地

発行：奥松島観光文化財史料館

特別名勝松島 大浜田湿地  
(奥松島縄文村歴史資料館 2020年)

第7-2図 パンフレット等による調査成果公開の例

## (2) 自然とともにある暮らしと歴史

第3章第3節で示した松島らしい風景の代表例を参考にして、地域の中にある有形・無形の文化財の価値を高め、教育や文化観光資源として地域の活性化につながる整備を検討する。

## (3) 観賞の場

四大観をはじめとする主な観賞の場は、景観との調和を前提として、来訪者の利便性を向上させるための便益施設、説明板の多言語化・遊歩道など設備の高機能化や安全対策など、その「場」の特性に応じて必要となる整備を検討する。



福浦島の展望台(松島町)



眺望の多言語説明板(東松島市)



特別名勝松島の説明板(松島町)

第7-3図 観賞の場の整備の例

## 第4節 活用の基本方針

ここでの活用とは、体験を通じて多くの人に“松島の風景”の価値と魅力に触れてもらい、文化的・精神的のみならず、幅広く社会・経済的にも影響を与える手立てのことをいう。

特別名勝松島の活用では、“松島の風景”を継承するために、地域の教育や文化観光資源として位置づけ、活用を通じて景観保護の理解を広めることが求められる。本計画での活用の基本方針は、第5章第1節の1で示した理念に基づいて、以下の通りとする。

### 1 “松島の風景”の価値を広め、景観保護の理解を深める

観光や教育による松島の自然や歴史文化の体験を通じて、来訪者や地域住民と価値の共有を図る。将来的には地域主体の取組みにつなげ、質の高い景観形成を目指す。

### 2 松島らしい暮らしや産業との連携を図る

農漁業など地域社会に根差した産業との連携を図ることで、交流人口・関係人口の増加に寄与し、地域の活性化を通じて松島らしい暮らしを担う地域の将来世代育成を図る。

### 3 グローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化を行う

世界に向けて松島の価値と魅力を情報発信するとともに、情報のアーカイブ化を推進することで、進展するグローバル化社会に適応した松島の価値の継承と魅力発信を図る。

## 第5節 活用の方法

活用の方法では、深い理解や感動体験を実現するための仕組みを創造的に作り、理解や感動体験を通じた関わりを景観形成と地域づくりにつなげることが肝要である。そのために、教育や産業など諸領域と連携し、総合的な調整により高次に活用を推進する。

活用に当たって連携する諸領域は多いが、主には観光と教育が考えられる。ここでは、観光・教育を軸とした活用の方向性と方法を示す。

## 1 観光

### (1) 観光活用の方向性

“松島の風景”がもつ価値に基づいて、特別名勝松島全体を魅力ある観光地域とし、観光産業全体の質的向上につなげる。これにより、観光満足度やリピート率の上昇につなげ、地域における交流人口・関係人口の創出に寄与する。

### (2) 方法

松島の価値に基づいた活用では、自然を楽しむ、地域の暮らしや歴史を体験する、風景を観賞するといったことが挙げられる。このために、地域間の連携・協力、情報コミュニケーション手段の活用と幅広い情報発信、諸専門知識や技術の活用、民間投資の誘導などを総合的に進める。具体的には、第7-3表の内容等が考えられる。

第7-3表 観光活用の方法の例

項目	方法の例	期待される効果
i 自然を知り・楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城オルレ奥松島コースや、みちのく潮風トレイルといったコースの活用</li> <li>各種アウトドアや、松島の景観・自然を活かせるスポーツとの連携</li> <li>海水浴場や潮干狩り場の活用</li> </ul>	
ii 地域の暮らしや歴史を知り・体験する	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と来訪者の交流の場をつくり、来訪者が地域に思いを馳せ、農漁業や環境維持などの作業を通じて地域づくりに参画するしくみの創造</li> <li>松島らしい暮らしや歴史を軸とした着地型観光の推進</li> <li>地域の豊かな自然の中で育まれた一次製品のブランド化の支援</li> <li>日本遺産などブランド化された歴史文化ストーリーを活用した文化ツーリズムの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の新たな価値の発見</li> <li>保護への理解向上</li> <li>松島全体の回遊性向上</li> <li>交流人口、関係人口拡大による地域の活性化</li> </ul>
iii 風景の鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の観賞の場や多様な観賞の在り方の周知。</li> <li>歴史的経緯の紹介。</li> <li>四季による植生の特徴や、観察・観賞ポイントの紹介（例：ヤマザクラ（宮戸島）、菜の花畑（浦戸諸島）、紅葉（圓通院）など）。</li> <li>時間による景観の見え方の紹介（例：朝日や夕日など）。</li> </ul>	

### (3) 観光活用における留意点

特別名勝松島の各地域には多くの魅力があり、その掘り起こしと発信が必要である。あわせて、観光活用では松島らしさを失わないよう、各地域の特色を活かした整備が求められる。したがって、過度の開発投資や、誤解を招く情報発信には注意が必要である。

また、地域住民の生活を害する観光公害にも注意が必要であり、観光客などのマナー意識喚起を図る取組みや、必要な情報が伝わるサイン等の整備も求められる。

そして、将来的には来訪者の増加が“松島の風景”保護に還元できる財源確保の仕組みについても検討する必要がある。

## 2 教育

### (1) 教育活用の方向性

教育資源として松島が提供するものは多岐にわたっており、例えば地学、歴史・民俗、芸術・文学、地域開発史、生活史、災害史など様々な分野が期待できる。

実地体験と資料研究を組み合わせ、それぞれの角度から探究することで、松島の理解につながり、ひいては地域の誇りや景観保全意識につながるものと考えられる。

こうしたことから、教育活用の方向性では、松島を探究型学習の場として活かし、地域の活性化や“松島の風景”保護に結びつけることを目指す。

### (2) 方法

調査研究の成果を基盤として、学校教育・生涯学習によって自然や歴史文化の普及啓発を行う。

松島の調査研究では、自治体間の連携によって継続的に行う仕組みを検討する。また、その成果をアウトプットするため、松島全体のフィールド・ミュージアムとしての活用についても模索していく。

教育活用における普及啓発や環境形成の方法としては、以下の内容が挙げられる。

第7-4表 教育活用の方法の例

項目	方法	期待される効果
i 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究の実施及び支援。</li> <li>講演会、シンポジウムの開催による研究成果の公開。</li> <li>報告書やパンフレットによる研究成果の公開。</li> <li>大学等研究機関との連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな価値の創出（魅力の再発見）</li> </ul>
ii 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座や親子見学プログラムの開催。</li> <li>体験学習プログラムの実施。</li> <li>国内外からの教育旅行誘致。</li> <li>副読本等による学校教育での紹介。</li> <li>教職員研修会への参加と講演。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元理解と郷土愛の醸成</li> <li>国内外への価値と魅力の発信</li> <li>将来世代育成</li> </ul>
iii 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や見学会の開催。</li> <li>博物館・資料館等での企画展の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別名勝松島の理解の深化</li> <li>地元理解と郷土愛の醸成</li> </ul>
iv 地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元ガイドの養成。</li> <li>民俗芸能保存会やまちづくり団体との連携。</li> <li>意見交換会やワークショップの開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外への価値と魅力の発信</li> <li>自立的な地域づくりの環境形成</li> </ul>

### (3) 教育活用の留意点

将来世代への継承に向けて、地域全体でその在り方を考えるとともに、地域の取組みに対しては、専門的知識の提供など支援が求められる。また、関係自治体をはじめ、県内や遠隔地とも教育的交流が進められる仕組みや体制づくりを検討する必要がある。



## 第8章 運営体制

### 第1節 方向性

宮城県は、特別名勝松島の管理団体として適切な保護を図る責務があり、県内部はもとより、地域住民、国や構成自治体など行政機関、有識者、開発事業者といった関係者との連携・協働によって、その責務を果たすものとする。

その上で、本計画の実施期間においては、管理団体として計画運営の主体となり、関係者との連携・協働のもと計画内容を実施する。

### 第2節 管理団体と関係者の役割

#### 1 管理団体

管理団体は、第1節の方向性に基づいて、特別名勝松島の保護で必要となる総合的な調整を行い、関係者との連携と協働を図る。とりわけ、保存管理は主体となって有識者と協力し、現状変更行為の景観へ与える影響が最小限度となるよう努める。また、整備活用では、地域が主体的に考え、実施する整備と活用を、適切で効果的なものにするためのサポートを行う。

#### 2 関係者

管理団体と連携・協働する関係者には、主に（1）行政機関、（2）有識者、（3）開発事業者、（4）教育機関・観光関係団体が挙げられる。それぞれは特別名勝松島の適切な保存管理と整備活用のため、管理団体とともに以下の役割を担う。

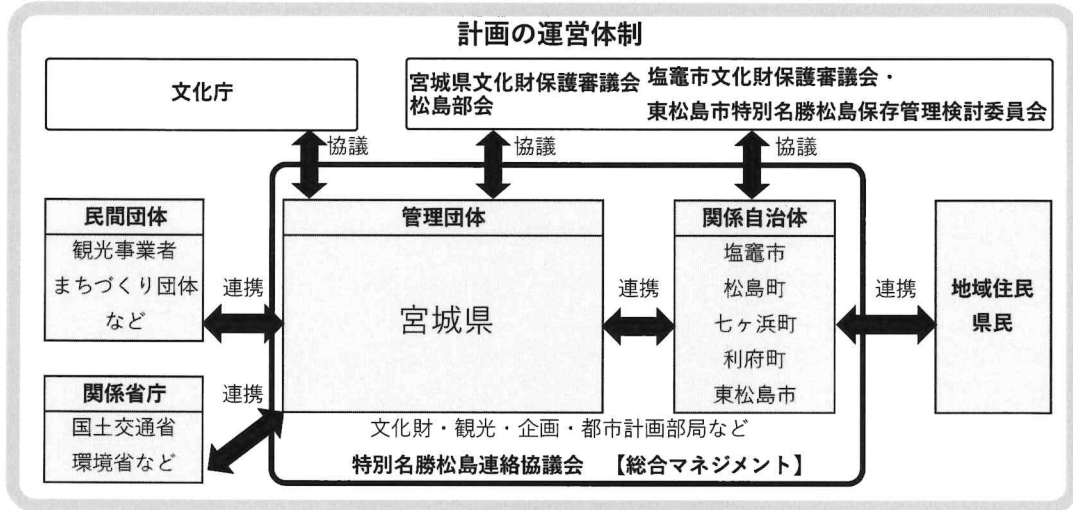
第8-1表 関係者の役割

(1) 行政機関	計画策定	・各種計画策定など地域の特色を活かすまちづくりを進める。
	体制整備	・保存管理と整備活用を継続的に行う体制を整える。 ・景観の維持及び形成、並びに活用のため、庁内各部署をはじめとした関係各署との連携を図る。 ・保存管理や活用において地域住民や関係団体との協働を図る。
	財源確保	・保存管理及び整備活用のための財源確保に努める。
	保存管理	・特に一部権限が委譲されている自治体では、有識者との連携により、適切な保存管理を行う。
	普及啓発	・普及啓発に努めるとともに、地域住民や団体の普及活動を支援する。
(2) 有識者	指導助言	・宮城県文化財保護審議会松島部会、塩竈市文化財保護審議会、東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会において、現状変更許可案件の適切な審議と指導助言を行う。
	調査研究	・保存管理や整備活用の質向上に向けて、特別名勝松島に関係する調査研究を進める。
	普及啓発	・研究成果の公開等により、地域住民や観光者への普及啓発に努める。
(3) 開発事業者	保護協力	・本計画の主旨と理念に基づいて、松島の保護と景観形成に協力する。
(4) 教育機関・観光関係団体	普及啓発	・学校教育や生涯学習において教育普及活動を行う。 ・本計画の主旨と文化財保護の理念に基づいて、松島の魅力を広める。
	保護協力	・景観の保護と地域の持続的な発展を前提とした観光活用を行う。 ・観光地の景観向上にむけた取り組みを推進する。

### 第3節 運営の方法

計画の運営にあたっては、既存の特別名勝松島連絡協議会を活用し、毎年の定期開催により、保存管理の課題の検討、景観に影響を及ぼす可能性がある開発行為計画等の事前共有、計画実施のモニタリングとレビューを行うことで、総合的なマネジメントを図る。

また、連絡協議会体制の拡充により、活用面で観光事業者やまちづくり団体等との連携を図るほか、文化庁をはじめとした関係省庁、県庁内各課室との連絡調整、地域住民との継続的な対話を進める。



第8-1図 計画の運営体制関係図

## 第9章 今後に向けて

### 第1節 経過観察

本計画の策定後、松島を適切に保護していくためには、松島のおかれている状況を正確に把握するとともに、計画に基づく施策を点検・評価する必要がある。

したがって、保存管理や整備活用の取組み、運営体制について主に以下の項目で点検・評価を行い、実施状況や効果、景観への影響を明らかにしていく。

自己点検による評価は、計画期間中の景観保護に活かしつつ、次の保存活用計画見直しで反映させることで、常に適切な形で特別名勝松島の保護が図れるよう努めることとする。

第9-1表 主な点検項目と内容

項目	主な点検内容
保存に関すること	現状変更取扱いの適切な運用
	良好な景観配慮事例の把握
	大規模開発行為や公共事業における景観配慮の実施内容
	地域住民・事業者への周知と認識
整備に関すること	自然環境の保全状況と内容
	まちづくりにおける景観活用の取組み状況と内容
	四大観など鑑賞の場の整備状況と内容
活用に関すること	調査研究の実施状況と内容
	学校教育・生涯学習との連携状況と内容
	情報発信とアーカイブ化の取組み内容
運営体制に関すること	定期的な連絡協議会の開催
	現状変更申請の件数と傾向
	保存活用に関する課題の共有



## 第2節 今後に向けての検討課題

本計画を通じて特別名勝松島の保存と活用に取り組むこととなるが、これからのよりよい保存と活用を目指し、10年後に向けて以下の取り組みを検討していく。

### 1 新たな魅力の発見

現代的感性でもって感動体験ができる観賞の場の開拓と、日常の暮らしの中でみられる眺めの評価を進めていくことで、松島の新たな魅力を発見していくこと。

### 2 自然と地域の歴史文化の掘り起こし

地域が主体となって、身近な自然や自らの歴史文化の掘り起こしに取り組む際に、適切なサポートをすること。それにより、生活の豊かさを育む特色ある地域づくりを支援すること。

### 3 景観意識の向上

“松島の風景”は「地域のたから」であり公共財でもあることから、将来的には景観形成に係わる一人一人の景観意識を高めるために、これまで蓄積してきた体験や知識を社会で共有化するためのコミュニケーションを図ること。そこから景観と調和するための計画や設計技量の向上に繋げること。